監査委員監査をめぐる諸問題 -期末監査としての決算審査について一

伊藤 龍峰

はじめに

地方公共団体において、監査委員は長から付された決算書等について審査を実施し、監査委員の合議によって審査結果に関する意見を決定した後に、決算審査意見書を作成し、長に提出する。これは、監査委員による決算審査とよばれるものであり、決算書等とは、一般会計及び特別会計に係る歳入歳出決算書、地方公営企業の決算書、及びそれらの付属明細書等をさす。

審査結果における意見報告の文言は、多くの地方公共団体では、決算書等に重要な問題点がなければ、「決算書の計数は、……照合した結果、調査した範囲においては、正確であることが認められた。また、予算の執行、……については、適正に処理されていると認められた。」との主旨の文言が記載されるのが一般的のようである。

このように、地方公共団体の長は会計管理者が作成した決算書等を監査委員の決算審査に付さなければならないが、ここで問題となるのは、会計管理者が長に決算書等を提出するのは、出納整理期間終了後3ヶ月以内とされており、監査委員は、長から決算書等を受け取った後、すみやかに決算審査を実施し、決算審査意見書を作成して長に提出しなければならないとする点である。なぜならば、決算は、次年度の予算に反映されなければならないからであり、そのため、次年度の予算編成を考慮すれば、決算審査の実施期間は、決して十分には確保されてはいないというのが実情だからである。すなわち、監査委員は、長から決算書等を受取った後、すみやか

に審査を実施し、決算書等の計数の正確性や会計処理の適正性についての 結論を導き出さなければならないのである。

このような状況にある監査委員による決算審査は、かかる期間だけですべての審査手続を完結して審査結果を報告することは実務上困難であると言わざるを得ず、監査委員が実施する他の監査・検査・審査(以下、監査等)の結果を利用する必要性が生じることとなる。換言すれば、決算審査は、監査委員が実施する他の監査等との間で、有機的な関連性を持たせて始めて成り立つ制度である、と理解しなければならないのである。

地方自治法は、監査委員に多くの種類の監査等を義務付けている。もちろん、個々の監査等はそれぞれの根拠規定に基づいて独立の存在のものとして実施されており、それ自体で完結するように制度設計がなされている。しかしながら、他方では、他の監査等との間で相互に関連性を持ちながら有機的に機能し合わなければ、有効かつ効率的な監査等とはならないことも事実である。とりわけ、決算審査がその典型的なものであろう。

すなわち、決算審査は、それ自体で完結するものではなく、他の監査等と有機的に機能し合うことを前提として制度設計がなされていると考えなければならないのであり、決算審査が有機的に機能し合う他の監査等としては、定期監査、例月現金出納検査を挙げることができる。このことは、定期監査における証拠の評価や監査結果、および、例月現金出納検査における検査結果は、決算審査においても活用され、決算審査結果に係る意見形成に反映される必要があるからである。そのため、監査委員は、定期監査や例月現金出納検査の計画・実施・結果の報告の各段階において、決算審査を意識しながら進めなければならないのである。

監査委員監査の現状は、決算審査と例月現金出納検査との間はまだしも、 決算審査と定期監査との間については、十分には有機的関連性を意識した ものとはなっていないようである。このことは、決算審査と定期監査との 間ばかりではなく、他の監査等の間においても同様である、と言わざるを 得ない。

本稿では、このような問題意識の下に、監査委員監査における決算審査

の位置付けを明確にすることを中心に、決算審査の有効性や効率性を高めるためには、定期監査および例月現金出納検査との有機的な関連性が必要であることについて言及する。

I. 決算審査の意義と役割

(1)決算審査の意義

地方公共団体においては、会計事務に係る出納権限を持つ会計管理者によって、出納整理期間終了後3ヶ月以内に、すなわち毎年8月末までに歳入歳出決算書等を長に、また、地方公営企業の管理者によって、会計年度終了後2ヶ月以内に決算書等が作成されて長に提出される。前述のように、長は、これらの決算書等を監査委員による審査に付し、監査委員の決算審査意見書とともに、通常予算を議する会議までに議会の承認を得て、その要旨を住民に公表しなければならない。

地方自治法上の規定から抽出できる決算審査の意義としては、決算書等の信頼性の保証として、長が有するパブリック・アカウンタビリティ(住民への説明責任)の解除手段として、および、議会による決算承認のための判断材料の提供として、等を見出すことができるであろう。

すなわち、決算書等の信頼性の保証とは、長に作成責任がある決算書等が、当該自治体の財務会計規則等にしたがって作成されているかどうかについて、監査委員が審査を実施し、収集した証拠に基づいて判断した結果を意見として表明することを意味する。また、長が有するパブリック・アカウンタビリティとは、長の公的会計責任であり、長が住民から付託された公金の使用状況に関して有している受託責任について、住民に決算書の形で財務に関する情報を提供し、住民の知る権利を充足するための概念である。そのため、長には、受託責任の一環として、パブリック・アカウンタビリティの履行と適正な情報開示が求められることになり、その解除の手段の一つとして、地方自治法は監査委員による決算審査制度を準備しているのである。

長によるパブリック・アカウンタビリティの解除については、監査委員

による審査結果と議会での承認という、2つのレベルで論じなければならな い。すなわち、監査委員が表明する審査結果意見が適正であり、かつ議会 が決算書等を承認した場合は、長のパブリック・アカウンタビリティは解 除されたことを意味するのは言うに及ばず、その反対のケースである、審 査結果意見が不適正で、かつ、議会が当該不適正意見が表明された決算書 等を承認しなかった場合は、長のパブリック・アカウンタビリティは解除 されないことは言うまでもない。しかしながら、審査結果意見が不適正で あるが、議会が当該不適正意見が表明されている決算書等を承認した場合、 および審査結果意見は適正であるが、議会が承認しなかったケースの場合 が問題となるのである。これらのケースの場合は、長のパブリック・アカ ウンタビリティは解除は、監査委員の審査結果意見によるべきであり、し たがって、後者に関しては、長のパブリック・アカウンタビリティは解除 されることになるが、前者の場合、たとえ議会によって法的な承認は得た としても、長のパブリック・アカウンタビリティそれ自体は解除されない と考えなければならないであろう。確かに、法制度上は議会が認定すれば 長のパブリック・アカウンタビリティは解除されることになるであろうが、 長のパブリック・アカウンタビリティに関する議論は、法制度のレベルだ けで議論すべきではなく、監査論やガバナンス論等の多面的な論議が必要 なのである。

決算審査の意義の一つである、議会による決算承認のための判断材料の 提供とは、決算書等は予算と同様に、議会において承認される必要がある が、議会での決算書の承認の際には、監査委員による審査結果が重要な判 断材料として用いられることを意味している。

(2)決算審査の役割

決算審査の役割に係る考え方には2つの説がある。消極説(狭義説)と積極 説(広義説)である。

消極説とは、決算審査の役割を、決算書等の①計数の正確性、②予算執行の合規性及び③収支の適否や合規性を検証することに重点を置く考え方

である。他方、積極説とは、消極説における決算審査の①から③の役割に加えて、④長によって予算に定める目的に従って事務事業が効果的・経済的に執行され、その目的を達成しているかどうかという財政運営の当不当に対しても、審査の対象とする考え方である¹。

すなわち、消極説では、決算審査の役割を決算書等の信頼性の保証に限定し、長による各種施策に関する成果や財政運営全体に対する業績の分析・評価は、所与のものではないという立場をとる。これに対して、積極説は、決算書等の信頼性の保証は言うに及ばず、長による行財政運営状況の適切性や業績評価についても役割の範囲とすることで、監査委員に行財政運営上の収支が適切であるかどうかを審査させようとするのである。ただ、消極説であれ、積極説であれ、決算審査は、計数の正確性、予算執行の合規性及び収支の適否・合規性等の検証を基本的な役割としている。このことは、別言すれば、決算書等の信頼性を保証するための諸要因を検証していることを意味し、したがって、決算審査は、決算書等の信頼性の保証をその中心的な役割としているということができるのである。

(3)決算審査の実施の時期と審査手続

決算審査は、多くの地方公共団体では8月中旬から9月中旬までに実施されるようである。これは、前述したように、決算書等が出納整理期間終了後3ヶ月経過しないと監査委員には入手できないこと、加えて、9月下旬から10月上旬までに長に対して決算審査意見書を提出しなければ、9月議会または10月議会での決算書等の認定に間に合わないこと等の理由による。もちろん、地方自治法上は、議会のよる決算書等の認定時期に関する明文規定はなく、次年度の通常予算を議する会議までに得なければならないとしているのみである(法233条3項)。そのため、一般に、次年度の通常予算は、1月ないしは2月の議会で審議されており、監査委員は、長に対して決算審査報告書を9月下旬から10月上旬までの期間に提出しなければならない訳ではない。しかしながら、次年度の予算の編成は、10月ないしは11月頃から

¹⁾ 川名弘一 『自治体の監査』p.p.130 ~ 131。

始まっており、そのため、前年度の決算を次年度の予算に反映させるには、 監査委員の決算審査の実施期間は8月中旬から9月中旬までの約1ヶ月間とな らざるを得ないのである。

決算審査の実施において監査委員が留意しなければならない事項として、 以下のものがあげられる。

- ・決算書等の作成者である、会計管理者や事業の管理者から、決算書等 の基礎資料に関する説明を受けること
- ・予算に対して執行率が低い事業や、予算が多額に上るものについては 説明を受けること
- ・決算審査は、歳入歳出に係る事項に限定せずに、財産、物品、債権、 基金、支出負担行為等についても意を用いること

これらのことからも解るように、決算審査の中心は、決算書等の項目や計数の検証や事後的な確認であり、いわゆる、公認会計士または監査法人による金融商品取引法に基づく財務諸表監査の際に称される期末監査。に相当する。ここに、期末監査とは期中監査に対する用語であり、監査業務の全体をその実施時期によって分けた場合に、期中に実施される監査業務を期中監査、会計年度末ないしはそれ以後に実施される監査業務を期末監査という。例えば、決算書等の期末諸勘定残高の妥当性や確認のための監査、あるいは、決算書等の表示に係る妥当性や合規性の検証等のための監査が、代表的な期末監査として実施する監査業務である。

すなわち、監査委員は、期中において収集した監査証拠を決算書等の諸 勘定や計数と突き合せることで、決算書等における計数の正確性や収支の 適否等を判断するが、ここで注意しなければならないのは、「期中におい

^{2) 「}期末監査」の用法は2つの異なる見解がある。1つ目は、本文でも述べているように、 監査業務の全体をその実施時期によって分割し、期末に実施する業務の部分を期末監査、 会計年度の期中に実施する業務の部分を期中監査と称する場合である。2つ目は、監査 業務の実施方法を実施に時期によって特徴づける場合である。すなわち、期末監査とは、 期中には監査業務を全く配分せず、期末にすべての監査業務を集中的に実施する監査方 法である。(以上、国際公会計学会監修『公会計・監査用語辞典』「期末監査」より、)

て収集した監査証拠」とは、決して、決算審査として計画的に実施・収集 したものではないということである。前述のように、監査委員による監査 等は、制度上はそれぞれが独立したものとして完結しているため、決算審 査は、たとえ短期間であっても効率的に実施しなければならないことはい うまでもないが、実務上は、他の監査等との緊密な連携の下で、初めて有 効な決算審査となると考えなければならないのである。

期末監査としての決算審査との関わりで重視しなければならないのは、 定期監査と例月現金出納検査である。これらの監査等は、決算審査における期中監査としての位置付けが可能であるためであり、以下では、定期監査と例月現金出納検査の意義と役割について検討するとともに、これらの監査等が決算審査との係りでどのように意義付けなければならないかについて論じることにしたい。

Ⅱ. 定期監査の意義と役割

(1)定期監査の対象と意義

定期監査とは、監査委員が実施する、地方公共団体の財務に関する事務の執行及び地方公共団体の経営に係る事業の管理の監査をさす。

監査委員は、地方公共団体の財務に関する事務の執行及び地方公共団体の経営に係る事業の管理が、住民の福祉の増進と最小の経費で最大の効果が得られるように図られているかどうか、組織及び運営の合理化と規模の適正化が図られているかどうかに、特に意を用いて監査を実施しなければならない。このような観点から、監査委員は、毎会計年度少なくとも一回以上期日を定めて、定期監査を実施しなければならないのであり、この定期監査が、監査委員監査が実施するすべての監査等の中でも中心的な位置付けがなされているということができる。

地方公共団体の財務とは、予算、決算、会計、財産等、並びにこれらに 附帯する事務の総称であり、これらの事務について、秩序的にかつ系統立 てて、財務の増減変化に関する記録、整理及び分析をすることである。そ のため、財務に関する事務の執行に関しては、地方自治法第2編第9章に規 定する財務に関する事務を意味することになり、地方公共団体が行う、予算の執行、収入、支出、決算、契約、現金及び有価証券の出納保管、財産の管理、内部統制等に関するすべての事務を含むが、予算の編成事務や予算の議会審議に関する事務等は含まないとされている(昭和38年12月19日自治省行政課長通知)。また、地方公共団体の経営に係る事業の管理に関しては、病院事業や水道事業等の収益性を有する地方公営企業の経営に係る財務事務のことであるが、その範囲だけに限定されずに、業務運営の全般、組織、人事管理、事務管理等も包含することになる。

すなわち、定期監査は、地方公共団体および地方公共団体の経営に係る 収益事業団体の出納に関する財務に関する事務を中心とする、いわゆる財 務に対する監査を対象としているが、単に財務だけに範囲を限定せずに、 広く出納に関する事務の執行に係る行政事務全般が、定期監査の対象とし て該当することになるのである。

上述のように、定期監査は、地方公共団体の財務に関する事務の執行や 地方公共団体の経営に係る事業の管理に関する事務の執行に及ぶが、監査 委員は、それらの合規性、取引記録の正確性、内部統制の信頼性等の適否 について判断するところに意義を有するのである。

(2)定期監査の実施と監査結果

定期監査は1年を通して実施されることを前提としているが、多くの地方公共団体では、監査対象部局を一括して同時に定期監査を実施することは物理的ないしは人員構成上の観点からできない。そのため、監査対象部局をいくつかに分割して時期をずらして実施することになり、結果として、監査対象部局の会計年度と監査対象期間との間にずれが生じることが一般的であり、定期監査の結果報告も数回に分けて行っているのが通例のようである。

また、監査対象部局を一括しての定期監査が実施不能であったとしても、 監査論上は、毎年度、全監査対象部局を含めた行政組織全体に対して、少 なくとも毎年一度、定期監査を実施することが望ましいことは言うまでも ない。しかしながら、都道府県や政令市のような大規模地方公共団体の場合は、特に全監査対象部局に対する完全実施は困難である。そのため、あらかじめ定期監査の実施のための選定基準を設けていることころが少なからずあり、この選定基準に従って具体的な監査対象部局を決定するのが実情である。

このように、定期監査は、監査対象部局の会計期間と監査対象期間とのずれや、毎年の監査対象部局が全体を網羅していないという重要な欠陥を排除できない状況にある。定期監査における、このように重要な欠陥を考慮すれば、監査委員は、定期監査に先立つ基本的かつ詳細な監査計画の策定が重要性を持つことになる。

監査委員は、定期監査の実施に先立って、監査計画を策定しなければならない。一般に、監査計画は監査の結果報告にともなう監査リスクをできるだけ低い水準に抑えるために、監査を効果的かつ効率的に実施することを目的として策定するところに意義がある。このことを監査委員による定期監査に応用すれば、定期監査における効果的とは、監査委員による監査結果が当該地方公共団体の住民や議員を始めとする決算書等の利用者の各種の意思決定にとって有効であるかどうかを意味する用語であり、また、効率的とは、監査に投入する人員、時間、コスト等の監査資源について、それらの投入と成果との関係を示す用語である。このように、適切な監査計画を策定することは監査委員による定期監査において必要不可欠であり、たとえば、監査計画の段階で、あらかじめ具体的かつ詳細な監査手続を設定しておくことで、監査担当者が実施する監査手続の標準化・統一化を促すことになるとともに、さらには監査計画の存在が、監査調書作成の際のツールとしても重要な役割を果たすことになるのである。

(3)定期監査における監査手続

監査委員は、定期監査において監査計画を策定し、監査計画にしたがって定期監査における結果報告を表明するための合理的な監査証拠を収集する。具体的には、定期監査が、地方公共団体の財務に関する事務の執行及

び地方公共団体の経営に係る事業の管理の監査を目的とすることによって、 それらの合規性、取引記録の正確性、内部統制の信頼性を立証するための 監査証拠の収集を図ることになる。しかしながら、地方公共団体の財務に 関する事務の執行及び地方公共団体の経営に係る事業の管理の合規性、取 引記録の正確性、内部統制の信頼性を立証する監査証拠を収集するには、 その範囲が広範であること、また証拠の量が膨大となることが予想される。 そのため、監査論上の考え方としては、監査計画の策定において、合規性、 取引記録の正確性、内部統制の信頼性を否定する可能性の高いリスクをあ らかじめ洗い出しておき、かかる個所に対して重点的に監査資源を配分し て効率的に監査証拠を収集する手続である、リスク・アプローチ監査の手 法による監査を実施することになるのであるが、定期監査の現状は、リス ク・アプローチ監査の手法が十分には取り入れられておらず、今だに監査 対象全体に対して網羅的に監査の範囲を設定・実施して証拠を収集すると いう考え方が主流である。このような、言わば総花的な監査による手法で、 合規性、取引記録の正確性、内部統制の信頼性を立証しようとするのであ る。

定期監査において、監査委員は、地方公共団体の財務に関する事務の執行及び地方公共団体の経営に係る事業の管理に係る合規性、取引記録の正確性、内部統制の信頼性に関して意見を表明する。とりわけ、財務に関する正確性の監査を中心として、事務の合規性及び内部統制の信頼性の保証をも包含する監査として定期監査を意義付けることができる。このように定期監査は、事務の合規性及び内部統制の信頼性の保証のための監査を範疇としているとはいえ、その中心は財務監査であり、この場合の財務監査とは、決算審査のように歳入歳出決算書等を直接の対象とする会計書類の監査ではないところに注目しなければならない。いわゆる、決算書等に至るまでの会計過程全般の適正性を主眼としているのであり、そのために、定期監査は、決算審査の期中監査としての位置付けができるのである。

Ⅲ. 例月現金出納検査の意義と役割

(1) 例月現金出納検査の対象と意義

例月現金出納検査とは、監査委員が毎月例日を定めて、地方公共団体の現金の出納について、適法かつ正確に行われているかどうかを検査することである(法235条の2の1項)。例月現金出納検査の範囲は、地方自治法第170条第2項第3号に規定される有価証券の出納は含まないが、基金³に属する現金の出納は含まれるとされている⁴。また、地方公営企業法には、監査委員による地方公営企業に係る現金出納の検査についての規定は見当たらないが、地方自治法は地方公営企業法に対して一般法である関係から、当然に適用されると考えられている⁵。

例月現金出納検査は、現金の出納業務に係る正確性の検証を目的として 検査するものであり、監査委員による例月現金出納検査の結果については、 議会および長には提出しなければならないとされているが、住民への公表 は義務づけられてはいない(同条3項)。この規定は、地方自治法第199条に規 定する、「監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び 普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する」という、監査人の 一般的な権限に加えて、現金出納に係る不正や誤謬の発見・防止の重要性 を考慮した、特別の権限として規定されたものである。そのため、住民へ の公表は、定期監査や決算審査の公表の中で、現金に関する監査等の結果 も含んで公表するため、例月現金出納検査だけを取り上げて公表すること の必要性はないと考えられているためではないだろうか。

監査人は、例月現金出納検査において、公金現在高計算書、現金出納保管状況調べ、残高証明書あるいは指定金融機関からの収支月計表等の資料に基づいて計数の正確性を検証するとともに、現金・預金・一時借入金・基金等の管理状況の適否や当否、現金の有高等を確認しなければならない。ここから、例月現金出納検査の意義を見出すとするならば、①現金等に係

³⁾ 基金とは、地方自治体の条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、 資金を積み立て、又は定額の資金を運用するためのものである(法第241条)。

⁴⁾ 昭和 40年9月13日行政実例および昭和40年10月9日行政実例。

⁵⁾ 川名弘一『自治体の監査』51p

る出納記帳の正確性の確認のため、②現金の管理状況の適否・当否を判断 するため、③現金出納帳と現金有高を突合せることによる現金有高の確認 のため、④現金に係る内部統制の整備運用状況の確認のため、という4点に 整理することができるであろう。

すなわち、例月現金出納検査の意義とは、指定金融機関等における地方 公共団体等に係る現金の出納機関が行った毎月の事務処理が正確になされ ているかどうかについて、監査委員が客観的な第三者の立場から検査を実 施し、その結果として、現金の正確性と事務処理の適正性を保証するとと もに、現金出納に係る不正・誤謬の発見と防止を行うことにある。

(2)例月現金出納検査の現状と位置付け

例月現金出納検査は、地方自治法の設定当初からの監査委員による特別 の権限として規定されてきたが、その目的は、前述したように、現金の正 確性と事務処理の適正性を保証するとともに、現金出納に係る不正・誤謬 の発見と防止のために実施を求められているものである。地方自治法は、 地方公共団体内部での現金に関する不正・誤謬の発生を牽制するために、 命令機関と出納機関とを分立させて、その公正性を図ってきた。これを内 部牽制制度というが、このような両機関の分立だけでは十分ではなく、そ のため、金庫制度の採用から、指定金融機関制度へと変更したという経緯 がある。すなわち、金庫制度とは、原則として、地方公共団体自らが金庫 を設けて、地方公共団体の職員が直接的に現金の出納等を取り扱わせ、そ の後に、金融機関に預金するという現金等の取扱い方法であるが、金庫制 度では、地方公共団体の職員が現金を直接取り扱うため、不正や誤謬の発 生の可能性が高いことが容易に看て取れるのであり、そのことを理由の一 つとして指定金融機関制度へと移行するのである。

金庫制度は、地方自治法の制定以前の府県制の時代から行われており、 地方自治法にもそのことが受け継がれて、1963(昭和38)年の地方自治法改 正まで続くのであるが、改正後は、地方公共団体の現金の出納等の取扱事 務が金庫制度から指定金融機関制度になり、地方公共団体の職員が直接的 に現金等の取扱事務を担当する機会が極端に減少している。それとともに、 指定金融機関制度には、現金出納に係る不正・誤謬の発生確率が従前より も少なくなったという効用が見受けられる。

このような状況であるにもかかわらず、例月現金出納検査が制度として 存続しているのには、何がしかの意味があると考えなければならないであ ろう。

確かに、例月現金出納検査の目的は、前述したように、監査委員によって、第三者としての立場からの現金出納に係る正確性を検証するためのものであり、監査委員が満足できる検査結果に至るということは、不正・誤謬が存在しないことを意味することになる。ただ、指定金融機関制度を採用している以上は、不正・誤謬が発生し難い状況にあるが、そうであるにもかかわらず、監査委員が毎月例日を定めて現金出納に係る正確性を検証する意義はどこにあるかを考慮すれば、例月現金出納検査の存在意義を、決算審査における期中監査として位置付けられるところに見出すことができるのである。すなわち、例月現金出納検査は、現金に対する期中における統制手続として実施するという点に着目しなければならないと考えるからである。

決算審査においても、決算書に記載される現金の有高については、実査によって確認する必要がある。しなしながら、第1章で説明したように、決算審査は期末監査として実施されるという制度上の制約があるため、事前に決算書上の項目についての監査手続を実施し難い状況にある。現金の実査が必要であることは論を待たない。かかる必要性を有する現金の実査が決算審査としては、決算日時点での実査しか実施できないのでは、監査手続としては十分とは言えず、そのために、例月現金出納検査を決算審査の期中監査として位置付けなければならないと考えるのである。地方自治法上も、指定金融機関制度に移行した後もこの例月現金出納検査制度を存続させているのは、現金取り扱いの重要性は言うに及ばず、決算審査においても利用可能な制度であることを示唆していると考えるのである。

むすび

定期監査や例月現金出納検査を決算審査に係る期中監査として位置付け るとすれば、決算審査を期末監査としての手続だけで完結できる。監査委 員による決算審査と定期監査・例月現金出納検査との機能の役割分扣につ いては、このような現実的な位置付けによる、監査計画の策定と実施が求 められるのではないだろうか。

他方では、法制度上も現行のように定期監査を中心とした監査委員監査 制度の枠組み(199条)ではなく、決算審査を監査等の中心においた法整備も 検討しなければならないであろう。

すなわち、現行の監査委員による決算審査が今後も存続するとするなら ば、現行制度のように、決算審査と定期監査・例月現金出納検査との関係 が不明確なままの規定内容ではなく、定期監査や例月現金出納検査を決算 審査の期中監査としての位置付けからの改訂が必要である。

監査委員監査の主たる役割が定期監査の実施にあるために、現行の決算 審査制度は、付随的・受動的な立場からの法制度であると言わざるを得な い。しかしながら、そもそも決算が予算執行の集約であること、また、監 査委員の職務権限も予算執行過程に対して行使することが一般的であるこ と等を考慮すれば、法制度上も、決算審査を中心とした監査等のあり方を 構築しなければならない。

参考文献

- ・池田昭義『地方公共団体の監査制度』、学陽書房、1991年11月。
- ・池田昭義『監査基準のつくり方・考え方』、学陽書房、1992年11月。
- ・池田昭義『地方自治監査質疑応答集―監査委員監査と外部監査人監査』、 学陽書房、2005年2月。
- ・沖倉強『図解よくわかる 自治体監査のしくみ』、学陽書房、2005年5月。
- ・国際公会計学会監修『公会計・監査用語辞典』、ぎょうせい、2003年1月。

- ・鈴木豊『政府監査基準の構造』、同文館出版、2005年5月。
- ・園部逸夫監修 川名弘一編著『実務・自治体財務の焦点3 自治体の監査-公営企業、特殊法人等を含めて--』、ぎょうせい、1989年4月。
- ・地方監査事務研究会『新・地方監査の実務 理論と事例研究―』、ぎょうせい、1987年4月。
- ・宮元義雄『地方自治体の監査委員 監査の着眼点と運営の指標』、学陽 書房、1993年12月。
- · 宮元義雄『地方財務事務』(地方公務員新研修選書)、学陽書房、2002年3 月。

(本稿は、平成22~24年度科学研究費補助金「基盤研究(B)」(課題番号 22330137)による成果である。)